

児童虐待による死亡事例等調査検証等について

(1) 事例の概要

- ・ 令和4年4月23日に当時2歳であった男児を虐待により死亡させた疑いで、令和5年2月21日に、実母が傷害致死容疑で逮捕、3月13日に暴行容疑で再逮捕され、同月31日に起訴された。
- ・ 本児については、平塚児童相談所が一時保護し、親子交流を経て家庭引取りとしていた。

(2) 経過

令和元年6月	平塚児童相談所がネグレクトを理由に、生後1週間の本児を乳児院へ一時保護。
令和3年3月	実母と本児が1年8か月ぶりに再会。以後、家庭引取りに向け、面会・外出・外泊の交流を重ねる。
令和4年3月31日	藤沢市内の実母自宅へ家庭引取り。
4月1日	乳児院が家庭訪問し、本児と異父弟の頬のあざや室内の乱れなど養育状況の変化を児童相談所へ報告。
4月12日	乳児院から児童相談所へ、実母と連絡が取れない旨を報告。児童相談所が実母に電話したところ、本児が発熱し、実母も体調不良との訴えがあり、13日の家庭訪問はキャンセル。
4月15日	個別ケース検討会議を開催。4月1日以降、関係機関が母子を現認できていないことを共有。
4月18日	児童相談所から実母へ連絡し19日の家庭訪問を約束。
4月19日	実母が発熱を理由に家庭訪問をキャンセル。
4月23日	本児が自宅から救急搬送され、搬送先の医療機関で死亡（頭蓋内損傷）。
令和5年2月21日	実母が傷害致死容疑で逮捕。

(3) 検証報告書の概要

ア 指摘事項

(ア) 家庭引取りの判断について

- ・ 出生直後から1年8か月という空白の期間が及ぼす愛着形成への影響について、実母の面接等を通して確認、評価する必要があった。
- ・ 家庭引取りを検討する際、生活の変化など発生し得るリスクを想定し、具体的な対応方法を関係機関で共有する必要があった。

(イ) 本家庭に対する評価について

- ・ 実母の生育史等の情報をより詳細に把握し、評価に繋げていく必要があった。
- ・ 家庭引取りの検討を開始する段階で、養育環境や実母の生活実態について、現状を適切に把握し、継続して確認する必要があった。
- ・ 本家庭の課題を客観的かつ多面的に判断するため、親子支援チームをはじめとした多職種による評価が必要であった。
- ・ 調査や評価の結果として懸念すべき内容がある場合は、支援者間で共有し、確認していく必要があった。

(ウ) 家庭引取り後の対応について

- ・ 養育状況や家族状況の変化を、虐待のリスクとして想定しておく必要があった。
- ・ 4月1日の乳児院からの連絡を通告と同様に捉え、児童相談所として対応を直ちに判断する必要があった。
- ・ 家庭引取り前に個別ケース検討会議を実施し、再介入の必要性を判断するための基準や対応手順、各機関の役割を確認する必要があった。
- ・ 母子を現認できていないことは重篤な事態であり、発熱等の理由があっても感染症対策を講じた上で、アポイント無しによる家庭訪問を実施するなど、児童相談所として本児の安全を確認するため、最大限の努力をする必要があった。

イ 主な提言

- ・ 出生直後より分離された場合、母子の愛着形成や関係性を客観的に評価できる技法を用い、慎重に評価することが必要である。
- ・ 保護者や家庭の評価を行う際、交流時の親子の関係性の評価だけでなく、基本的な養育環境が整えられ、子どもが安心かつ安全な生活を送ることが可能なのか、保護者が適切な養育が可能なのかという基本的な評価を丁寧に行うことが必要である。

- ・ 子どもに起き得るリスクについて、児童相談所の再介入の必要性を判断するための基準を設け、対応手順や関係機関との役割分担等を確認しておく必要がある。

(4) 再発防止に向けた取組

- ・ 各児童相談所において、家庭引取り後1か月間は、毎週、援助方針会議へ経過報告することをルール化した。
- ・ 令和5年度から、平塚児童相談所の子ども支援課を1課体制から2課体制へと強化した。
- ・ 報告書の内容について関係機関で共有するとともに、支援中の事案について、指摘された事項が実施できているか確認していく。
- ・ 家庭引取りの判断にあたり、親子の関係性や家庭環境について、丁寧かつ客観的な評価を行えるよう、チェック項目を見直していく。